

## 解題

沖田哲雄

も極めて多様で、一〇〇件以上の公文書を一冊に編綴したものもあれば、一件の公文書を数冊に分冊したものもあるというような状態である。現在、同公文書には簿冊目録が一冊、件名目録が六冊作成されており、この目録の凡例によれば、これらの簿冊は次の様に分類することができる。

\*法律・勅令・省令・訓令および告示等に関する資料

\*各省庁・府県・学校等と文部省間の照会・通牒および通達等に関する資料

本資料集は、国立公文書館所蔵の文部省公文書（昭和五十九年度移管分）の中から本学関係の史料を採録し、「国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その四）」として編集したものである。

国立公文書館所蔵の文部省公文書については、既に昭和四十七年度移管分を『中央大学史資料集』第五集・第七集・第八集で翻刻しており、本集はその続集ということになる。

本集は平成元（一九八九）年八月に同館で行なった昭和五十九年度移管分についての第一次調査により収集した史料を中心に構成されている。その後、同公文書の件名目録が整備されてより詳細な調査が可能になり、本年、第二次調査を行ない多くの本学関係史料を収集することができた。そこで「国立公文書館所蔵中央大学関係史料（その四）」を第一次調査で収集した史料を中心に行なった。

この時期は、関東大震災の災禍から再建へ向けて努力が払われる時期であり、満州事変以後は日本全体が戦時体制に組込まれていく時期でもある。また、大正十四年四月から全国中等程度以上の学校に現役将校を配属して教練を振作することになったのをはじめとして、昭和十年には大学予科・専門部、同十四年には学部で教練が必修になる一方、昭和七年の滝川事件、同十年の天皇機関説事件に象徴されるような学問や思想の統制が行なわれるようになつた。

国立公文書館所蔵の文部省公文書（昭和五十九年度移管分）は、明治三十六年から昭和三十三年までの文部省公文書の簿冊四六二冊から構成されている。それぞれの簿冊は内容的にも量的に

本学にとつては、大正九年に大学令に基づく大学として認可さ

れた後、関東大震災での罹災を乗り越えて、大正十五年に錦町校舎から駿河台南甲賀町へ移転し、その後、中央大学商業学校の新設、図書館の新築、夜間部の新設など大きな飛躍を遂げる時期であり、昭和十年には盛大な創立五十周年記念式典を挙行している。反面、軍事教練が強化され、倫理が修身へ変更されたり、学校行事に海軍講話、陸軍講話などが盛り込まれるなど戦時色が濃厚になってきた時期もあると言えよう。

本集では史料を編年順に掲載しているが、ここでは便宜上次の様な分類に基づいて史料番号を挙げながら関連する史料をまとめて説明していきたい。史料の順序に前後が生じることをあらかじめ断つておきたい。

- 一、中央大学に関する史料
- 二、勅語・詔書の奉読式等に関する史料
- 三、御真影に関する史料
- 四、御所離宮および各戦役記念施設の見学に関する史料
- 五、外国人学生に関する史料
- 六、その他
- 七、参考史料

史料36・37は、昭和十年の本学創立五十周年記念式典に関する史料である。36は記念式典に梨本宮守正王の台臨を願出たもので、37は宮内省から教育奨励金として金一封が下賜されることになつたことを示す史料である。大学の創立記念式典には、他大学でも皇族の臨席を仰いでいるが、本学では宮内省との交渉の結果梨本宮台臨の内示を得たため、十月二十五日正式に梨本宮の台臨を願出て了承されたものである。本学の創立五十周年記念式は同年十一月四日から三日間にわたり行なわれたが、その初日には新築された創立五十周年記念大講堂で、梨本宮の来臨の下に創立記念式典が盛大に挙行され、席上宮内省よりの金一封下賜の御沙汰が披露された。

右の教育奨励金は五千円であつたが、下賜金の意義ある使途が学内で検討された結果、中学校長から推薦された優秀な予科学生の中から三〇名程度を選考して、本学修業中学資補助として毎月二〇円を給与するという奨学制度が翌春から誕生した。

このような私立大学への創立周年式典の際の下賜金の下付は、きたい。

戦局の進展のためか昭和十二年五月に中止となつてゐる（史料41を参照）が、各大学ではその用途について、いろいろと検討が重ねられたことであろう。

なお、既刊の『中央大学史資料集』（以下、資料集と略）第二集・第八集に創立五十周年記念講堂・校舎の新築に関する史料が掲載されているので参考されたい。

史料44は、昭和十二年十月一日に原嘉道学長から文部大臣に宛て教育勅語謄本奉戴の申請が出され、同月二十五日教育勅語が下付されたことを示す史料である。教育勅語は御真影と並びその下付については、奉護規定その他非常に厳しい条件が課せられていた。本学には既に御真影が下付され、同月二十五日に奉戴式が挙行されていてが、勅語の下付に際してもこの御真影下付の条件によろうとしたことが理解できる。

史料55は本学の旧制専門部の廃止に関する史料である。昭和二十二年三月の教育基本法・学校教育法の公布に伴い、新制大学が発足することになったが、本学も昭和二十四年から新制大学としてスタートした。旧制の専門部は昭和二十六年三月、最後の学生の卒業を待つて廃止されることになった。55は昭和二十六年九月二十一日付で出された本学専門部廃止の申請に対し、他校から出された専門部廃止申請とともに一括認可されたものである。なお、本学の旧制学部は昭和二十八年三月に、旧制予科は二十四年十一月にそれぞれ最後の卒業生を送り出し閉校祭を行なつてゐるが、旧制学部の廃止申請が出され認可されたのは、昭和三十七年のことであった。（資料集第八集参照）

## 二、勅語・詔書の奉読式等に関する史料

政府および文部省は、学校教育の場に對して教育勅語や戊申詔書の奉読を強制し、各種の勅語・詔書を通じて教育の国体主義的

・國粹主義的傾向を強化させてきた。この背景には臨時教育会議・文政審議会・教学刷新評議会などの活動があつたことが知られている。大正六年に臨時教育会議が発足し教育勅語の精神を徹底させ忠良なる臣民を育成するための国民教育の審議に當り、同十三年には文政審議会が国民精神作興・教育の方針など文教に関する事項を調査・審議するために発足した。また、昭和六年には文部省に学生思想問題調査会が設置され、同十年には教育刷新評議会が設置されて、翌年、当時の国家主義的趨勢に則て教育の根本方針およびこれに基づく教育内容改善の基本方針を指示する教育刷新の要項を答申している。戦局の進展に伴い、青少年学徒に賜りたる勅語をはじめとする勅語や詔書の奉読が各学校に義務付けられ、折に触れては全校学生生徒を集め奉読させることになつた。

史料1は前日（大正十二年十一月十日）に出された国民精神作興に関する詔書の趣旨を貫徹するために出されたものである。

この詔書では関東大震災後の復興に際し、文化の復興・国力の振興は皆国民の精神を待つとし、そのためには先帝の聖訓を恪遵してその実効を擧ぐるにあるのみとしている。この日出された内閣告諭では、日清・日露両戦役の勝利は教育勅語によるものとし、国民精神の振作のため先ず教育の振興を図り、德育を根底にして人格の養成に重点を置くべきとしている。

史料7は昭和二年一月の天皇践祚後の朝見式勅語の奉読方および若槻総理大臣の謹話要旨の送付方に関する史料である。他の勅語同様適当の機会に生徒児童にその内容を徹底することが求められている。

史料13・14は昭和三年十二月十日の教育に関する御沙汰についての史料である。14は全国の教育関係者に御沙汰の趣旨徹底を図るために出された文部省訓令第二十号に関する史料であり、13は国民の体位向上精神の充実のためには体育事業の健全な発達が必要として全国的な体育運動団体等に対し、この御沙汰についての趣旨徹底を図ろうとしたものである。

史料21・23は昭和六年十月三十日東京高等師範学校六十年記念式に行幸の節の勅語（教育者に対し下し賜りたる勅語）に関する史料である。21は同勅語の謄本を全国各学校に交付することについてのものである。23は明治二十三年十月三十日の教育勅語および右の教育者に下し賜りたる勅語の奉読式を、以後毎年十月三十日にそれぞれ各学校で挙行することにした史料である。

史料24は中等教育および小学校において紀元節の際に憲法発布勅語の奉読および訓話を励行することを求めている。

史料27は昭和八年三月の国際連盟脱退に関する詔書の趣旨の貫徹方を訓令し、「稀有」の読み方を「ケフ」としたものである。

史料33・34は国体明徴に関する内閣通牒についての史料である。昭和十年、美濃部達吉の天皇機関説問題を契機として、政府により国体明徴が強く押出され、思想教育の統制が強化された。同年三月、衆議院で国体明徴に関し「政府は崇高無比なる

我が國体と相容れざる言説に対し、直ちに断乎たる措置を取るべき」という決議を満場一致で可決したのに続き、八月には天孫降臨神話に基づく国体明徴を政府自ら声明し、同十月には第二次声明を出して、天皇機関説を排除しようとした。

本学では憲法の講座を担当していた美濃部達吉が退職し同年の憲法講座が開設されなかつた。（『中央大学史紀要』第四号、寺崎弘康論文参照）

昭和十四年五月二十二日、青少年学徒に賜りたる勅語が出され、学生、生徒および教職員までがこれに基づいて奉公すべきことが求められた。史料46・47・48・51はこの青少年学徒に賜りたる勅語に関する史料である。

46は同年六月二十二日を期して全国一斉に幼稚園から大学にいたるまで勅語奉戴宣誓式を行なうこととし、その内容を伝えていく。また、この勅語の精神に応えるような具体的な計画を樹立し、六月末日までに報告することを求めている。六月二十九日には、右の報告を未提出の学校に対し至急報告するよう督促している。

そして七月七日には、毎年五月二十二日を勅語記念日と定め、勅語の奉読式を行なうとともに、学生生徒の分列式をはじめ、神社参拝、武道演練、作業訓練等を実施すること、および勅語の謄本を各学校に交付する見込であるのでなるべく多くの機会にこれを奉読するよう通牒している。九月にはこのような報告の結果のうち直轄学校の分を参考のために文部省内の関係部署に送付している。

47は毎年五月二十二日を勅語記念日と設定し、勅語の取扱、学

生生徒の風尚刷新、学徒の校外鍛錬施設について定めたものである。

48は昭和十五年五月二十二日に代々木練兵場で開催されることになった青少年学徒に賜りたる勅語奉読式の要領である。

51の「勅語奉読式参列校長教職員数及参加学生生徒数調」によれば、本学では右の奉読式に、学部では校長以下教職員二〇名、学生一一五〇名、予科では教職員一五名、生徒九三〇名、専門部では教職員二〇名、学生一四四七名がそれぞれ参加している。

本学では青少年学徒に賜りたる勅語については、右の46の通牒に基づき、早速一四年七月七日の満州事変記念勅語奉読式において支那事変一周年に当たり下賜せられたる勅語とともに奉読を行なつた。また、勅語の趣旨を徹底させるための具体策を考究するため、七月十二日、二十日、二十四日の三回にわたり各学部連合教授会を開いて左の通り決定し、九月の新学期から実行に移した。

青少年学徒ニ賜リタル 勅語ノ聖旨奉戴実施事項  
一、五月二十二日ヲ 勅語御下賜記念日ト定メ毎年勅語捧読式ヲ挙行シ訓話ヲ行フコト

二、青少年学徒ニ賜リタル 勅語写ヲ謹製シ学生生徒ヲシテ常ニ携帯セシムルコト  
三、右 勅語ノ御語句ヲ額面トシテ各教室ニ掲クルコト

四、質実剛健ノ氣風ヲ一層振作スル為第一予科生徒ハ此ノ際洩レナク短髪トスルコト、学部、第二予科及専門部学生、生徒ハ漸次自發的ニ短髪ニスル様誘導スルコト

五、学生生徒ヲシテ其ノ本分ヲ格恪シ規律ヲ厳守セシムル為授業ノ始ト終リトニ於テ教員ニ対シ一斉ニ起立シテ敬礼スルコト

教員ハ学生生徒ノ敬礼アル迄壇上ニ起立シテ敬礼ヲ受ケ答礼ノ後講義ヲ始メ、又講義終リタルトキモ教壇上ニ起立シテ敬礼ヲ受ケ答礼ノ後教室ヲ去ルコト

また、同勅語が本学にも下賜されたため、同年九月十八日には奉戴式を行なつてゐる。右の二にあるように、この勅語を本学で定めた「戦時学生自戒五条」とともに印刷して学生に配布し、常時携行することを求めた。

史料49は昭和十五年六月十九日に櫻原神宮外苑で行なわれた紀元一千六百年奉祝銃後奉公祈誓大会での秩父宮の紀元一千六百年紀元節に賜りたる詔書奉読のラジオ放送の拝聴方に関する史料である。本学はこれに基づき、当日全学生生徒が大講堂に參集し拝聴式を行なつた。

史料50は歴代天皇のうち、反正・顯宗・元明・明正の四天皇の追号の読み方に関し改正することを各学校、教化団体等に通牒したものである。

史料52は昭和十六年十一月八日の米・英両国に対する宣戰詔書渢発の際の文部省訓令を交付した時の史料である。この訓令では、開戦にあたつて教育者の責務の重さを強調し、学生生徒児童が学徳の修練と心身の鍛錬とに専念し、國家の急に応じる決意を堅持せしめ、聖旨に應えさせようとした。この史料には、日露戦争、第一次世界大戦、日中戦争の開戦の詔書と、同時に出された

三〇八

〈表I〉 詔書奉讀式等戰時關係行事

5・27	海軍記念日講演
7・7	支那事変記念日（代表靖國神社参拝）
9・18	満州事変記念日講演
9・26	報国隊結成式
10・20	勤労作業（陸軍機甲整備学校、10日間）
11・3	明治節奉拝式
12・9	宣戰の詔書奉読式（夜間部は12・12）
17・2・11	紀元節祝賀式
2・18	新嘉坡陥落祝賀式
4・25	臨時休校（靖國神社臨時大祭）
4・25	天長節奉拝式
5・27	海軍記念日記念講演会
7・7	支那事変記念日（代表靖國神社参拝）
9・18	満州事変記念日（代表靖國神社参拝）
11・3	明治節奉拝式
12・11	紀元節奉祝式
18・8	出陣学徒壮行会

文部省訓令とが付されており、戦争と教育の関係をうかがうことができる。

本学では、昭和十六年十二月九日（夜間部学生には十一月十二日）宣戰の詔書奉読式を行なつたが、席上林頼三郎学長から「深く聖戦の意義を理解し其の結果の重大なることを顧念し、決意と覚悟とを新にして又学徒としての本分を全ふするに於て遺憾なきを期せられんことを切望」するという訓辞があつた。

史料54は軍人に賜りたる勅諭の聖旨奉戴方にに関する史料である。昭和十九年十二月、戦局の急迫にともない、明治十五年一月四日の軍人に賜りたる勅諭の聖旨を特に青少年学徒に服膺せしめるために一月四日を記念して勅諭奉戴式を挙行することを求めたものである。

右に見られるように、この時期にはいくつもの詔書・勅語が出され、それぞれの奉読式等が学校行事として義務付けられた。表Iは戦前の『中央大学学報』（昭和三年～十八年）の校報欄等から戦時関係行事をまとめたものである。この表には教練などに関する行事は除いてあり、また校報欄に掲載されなかつた行事があることも考えられるが、非常に多くの戦時関係行事が本学で行なわれたことが理解できるだろう。当時の大学・専門学校等で勅語の奉読や陸海軍の講話などが学校行事として定着し、戦時教育に大きな役割を果たしていたことを示していると言えるだろう。

### 三、御真影に関する史料

御真影が教育勅語同様国体主義的な天皇制教育を推進するのに

大きな力になつたということはいうまでもないことだろう。

昭和三年十月九日、帝国大学、官立單科大学、官立高等学校、専門学校、高等師範学校などに一斉に昭和天皇の御真影が下付された。御真影の下付は、官公立学校の特権のようになつていた。

私立大学に対する御真影の下付は、昭和三年の国学院大学への下付は例外として、昭和十年の同志社大学への下付を嚆矢とする。翌十一年には、龍谷大学、大谷大学、立教大学、早稻田大学、関西大学、高野山大学、大正大学の七校がそれぞれ御真影を奉戴している。十二年には、中央大学、明治大学、法政大学等九校が、十三年には、慶應義塾大学等四校がそれぞれ御真影を奉戴している。また、私立の専門学校に対する御真影の下付も、やはり昭和十二年をピークとしている。(久保義三編著『天皇制と教育』参照)

本学では、昭和十二年十一月二十五日に奉戴式が挙行されている。

史料10・11は御真影の下賜・拝戴に関する史料、史料15・16・17は御真影の奉還に関する史料、史料12・19・45は御真影の取扱いに関する史料である。

10は御真影拝戴の申請に関する史料である。

11は昭和三年六月、宮内次官から文部次官へ天皇皇后の写真下賜についてその基準を示したものである。

12は同年十月、四大節等の学校における挙式に際し、天皇皇后の写真を大正天皇・明治天皇および皇太后の写真を合わせて奉掲して差支えないこととそれぞれの写真の奉掲の順序を示したもの

である。これは県知事・学校長等から文部省に多数の問合せがあつたことにより、文部省から宮内省に照会され両省の打合せの結果を報知したものである。

15は昭和五年十一月、地方長官に対し、管下の各学校に下賜された天皇皇后の御真影を奉還させ新たに下賜することを伝えたものであり、奉還名簿・拝戴名簿の提出を命じている。16・17は御真影の奉還および伝達の期日について伝えたもので、17では特に別紙学校に対しては直接文部省に出頭するよう求めている。この別紙は付せられていないが、小中学校を中心とする地方長官管下の学校とは別に、文部省管下の私立大学等を指していると考えてよいだろう。

19は昭和六年三月、明治三十一年十二月二十八日の天皇皇族の肖像に関する内務省告諭に基づき、新聞雑誌等に奉掲の御真影の取扱いが不敬にならないよう注意することを求めている。

45は昭和十二年十一月、四大節拝賀式等の際、御真影を開扉したまま学校長が訓話・誨告を行なつて差支えないことを伝えたものである。

御真影については『文部省例規類纂』等にも多くの通牒類が見られる。戦局の進展にともない、御真影が挙國一致のシンボルとしてより広い範囲に下賜されていく中で、その取扱いについて多くの通牒が出されていったのである。

#### 四、御所離宮および各戦役記念施設の見学に関する史料

史料38は昭和十一年九月、御所離宮および御苑拝観について規

定したものである。このなかで学生生徒は団体拝観を許可されるものとして規定されている。

史料8は惇明府、史料26・28は建安府と懷遠府、史料39は顯忠府の拝観に関する史料である。これらはいずれも各戦役を記念して吹上御苑内に建設された御府であるが、このような各戦役を記念した建築物は、日清戦争の戦利品陳列場として明治二十九年十一月に振天府が建設されたのが最初のようである。建安府は日露戦争関係の戦没殉難者の写真、氏名録、武器などを納めたもので、懷遠府は清国事変の戦利品陳列場である（明治三十四年十月建設）。惇明府は第一次世界大戦を記念して、顯忠府は満州事変・上海事変・その他における陸海軍将士の殉國の誠を後世に伝えるために建設されたものである。このような御府は学生生徒を含めた一般に開放されたわけではないが、戦時色が濃くなつていく中で一定の人々に拝観が許可され、戦意の高揚に一役買つたとも言えるのではなかろうか。

史料53は昭和十六年十二月、従来惇明府・建安府・懷遠府・顯忠府等の拝観時には服装等について細かい規定がなされていたが、戦局の進展にともなつて国民服を着用するようになつたことを示している。

史料9は昭和二月十一月、従来の紀元節、天長節、元旦に加え、新たに十一月三日を明治節として四大節とし、それぞれの祝日には学校へ職員、生徒児童が参集して祝賀の式を行なわせるようになつたものである。また、史料40は9に加えて四大節を挙行しない学校に挙式をするように求めたものである。40の実態調査の

結果を見ると、本学では紀元節・天長節・明治節を挙行し元旦の挙式のみを行なつていらないことがわかる。

史料42は行幸啓の節の学校職員学生生徒児童の敬礼方について定めたものである。これについては既に明治四十三年の文部省訓令で行幸啓の節の学生生徒敬礼方が定められており、その後、明治四十四年、大正五年の二度改正されていた。

史料43は昭和十二年六月十一日から二週間の間、都合により一條離宮拝観を一時停止することを伝える史料である。

## 五、外国人学生に関する史料

外国人学生については、従前から文部省への調査報告が義務づけられていた。

本資料集で取上げた外国人学生に関する史料の多くは、支那、朝鮮、台湾出身の学生を対象にした調査や取り締まりに関するものである。大正五年当時約六千人といわれた在日朝鮮人人口は、翌年には約一万五千人、同八年には約三万人へと急増した。その大部分は労働者であったが、次に多かつたのは学生であり、大正七年現在で約七七〇人で苦学生が多かつた。（朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第一巻、解説参照）

在日留学生の中には、民族意識が強く、朝鮮の独立運動に積極的に参加するものも多かつた。当局では、朝鮮からの渡航制限や取り締まりを通じて、これら留学生の統制をはからうとする姿勢が強く見られた。本集に掲載された外国学生に関する報告事項がより詳細になつていくのも、その姿勢の現われと言えるのではな

いか。『特高月報』等には、在日朝鮮留学生に関する記事が多く見られるが、その中には、本学の在学生やその組織に関するものも多い。

史料2は、大正十二年七月に文部省から各地方長官、直轄学校長、公私立大学長宛に出された「外国学生ニ関スル事項報告ノ件照会」に対する督促である。この照会では、同年五月末日現在での入学情況並入学者學歴・卒業者数並卒業後的情况・国籍別男女別氏名並年齢・学科学年別人員並學費・寄宿の情況などについての調査結果を八月十五日までに報告することとしていた。各校からの報告の遅れや、同年九月一日の関東大震災によるそれまでの提出された報告の焼失などにより、改めて督促がなされたのである。

	学年	台湾	朝鮮	合計
大学予科	1	7	3	10
	2	7	4	11
	3	4	2	6
	計	18	9	27
専門部法科	1	4	15	19
	2	2	4	6
	3	0	3	3
	計	6	22	28
同 経済科	1	3	9	12
	2	0	9	9
	3	2	5	7
	計	5	23	28
同 商科	1	0	3	3
	2	0	1	1
	3	0	3	3
	計	0	7	7
	総計	29	61	90

〈表Ⅲ〉支那・台湾・朝鮮出身学生在学者数一覧（大正15年5月末日現在）

	学年	支那	台湾	朝鮮	合計
法学部	1	0	7	2	9
	2	0	4	1	5
	3	0	0	0	0
	計	0	11	3	14
経済学部	1	0	1	1	2
	2	0	0	1	1
	3	0	0	0	0
	計	0	1	2	3
大学予科	1	0	15	12	27
	2	0	1	11	12
	3	0	4	2	6
	計	0	20	25	45
専門部法科	1	0	8	26	34
	2	1	2	12	14
	3	0	4	9	13
	計	1	14	47	61
同 経済科	1	0	3	9	12
	2	0	1	8	9
	3	0	1	7	8
	計	0	5	24	29
同 商科	1	0	0	14	14
	2	0	0	5	5
	3	0	0	3	3
	計	0	0	22	22
	総計	1	51	123	174

る。なお、これらの調査について、朝鮮人・台湾人については、別欄で朱書で記入することとされていたが、『文部省年報』等の諸統計にその結果は反映されていない。

史料3は、2の報告督促に加え、支那留学生についての報告事項を追加したものであり、史料4は、外国学生に関する事項取調報告の内、「国籍別男女氏名並年齢」を「在学者個別情況」に改めることを伝える史料である。このような調査事項の詳細化は留学生に対する取り締まりが強硬になっていく有様を示していると

言えよう。

大学史編纂課所蔵の『入学志願者数・入学者数・在学者数 大正12年～昭和11年』には、これらの照会・督促に対する報告の控と考へられる史料が綴られている。大正十三年および大正十五年の報告の控中の「在学者個別情況」から当時の中国・朝鮮・台湾出身学生の在籍者数を集計すると表Ⅱおよび表Ⅲのようになる。当時の本学の学生・生徒総数は約五千名であったが、短期間に留学生が急増していることが理解できるだろう。

なお、右のような外国人学生に関する調査報告は、昭和十三年八月の照專三四号「外国人学生々徒数調査ノ件」が出されるまで基本的には変らずに行なわれていたようである。

史料6は大正十四年十月、外国学生に関する事項取調報告が、直轄学校、公私立大学、私立高等学校は文部省に直接報告し、他の学校は地方長官経由で文部省に報告することになっていたものを、公立高等学校、公私立専門学校を以後直接文部省に報告させることにしたものである。

史料30・35は昭和九年八月および翌年十月の朝鮮人学生の在学証明書に関する通牒である。これは、朝鮮から内地の学校に留学すると偽り渡航を企てたり、偽造学生証を使って入国したりする者を取り締まる目的で出されたものである。当時朝鮮人労働者の内地不法渡航が多く、一方で内地の私立中学校等が学生の不足を補うために朝鮮・台湾等で学生募集をすることなどが背景にあり、在学証明書に本人の写真を貼付させたり、正式な入学手続きが終わる前に証明書や車船賃割引証などを送付したりしないで、

内地の学校への留学が不正渡航の方便に利用されないよう通牒したものである。30の『内地私立中等学校等ノ鮮人学生募集ト之ヲ利用スル不正渡航状況』から具体的な不正渡航の状況やその取り締まりの実態が読み取れるだろう。

史料22は中国留学生の内地見学旅行についての史料である。従来、外務省文化事業部において中国留学生が留学を終えて帰国する前に日本国内を旅行する場合にその旅費を補給をしていたが、外務省の指定事項を実行しないものが往々見られたため、昭和七年六月、その遵守を文部省に求めたのである。その翌月には、中國留学生の内地見学旅行の標準日数、補給旅費額等の基準を改正し、文部省に管下の当該学校への伝達を求めている。この史料には昭和六年度の「中国留学生内地見学旅行状況調」の表が付されているが、それによると、本学では旅行先・人員等は不明ではあるが、和田清教授の引率で十二月二十四日から一週間施行することがわかる。

なお、本文中では掲載できなかつたが、国立公文書館所蔵文部省公文書（昭和五十九年度移管分）の中の「外国人留学生 自昭和9年11月至昭和23年4月」中に昭和十二年七月十四日開催の「北支事変勃発ニ伴フ本邦留学満支両国人学生々徒取扱ニ関スル會議々事録」があり、当時の文部省の外国人学生に対する対応が示されているので、参考のために左に掲げておきたい。この會議は文部省が東京帝国大学外六三校の担当者を集めて開催したものであり、本学からも学生主事の梅島盛久が出席した。その席上朝比奈普通学務局学務課長は次の五項目の指示を与えている。

(一) 教職員ハ勿論一般学生々徒留学生ニ対シテ常ニ大国民タ  
ルノ襟度ヲ失ハヌ様シテ頂キタイ。

(二) 教職員及学生ハ中華民国留学生ヲ刺戟スルヨウナ言動ヲ  
厳ニ慎マレタイ。

(三) 満州国人留学生ニ対シテハ日清提携ノ不動ノ方針ヲ以テ  
望ミ彼等ヲシテ毫モ不安ナカラシムル様ニシテ頂キタイ。

(四) 夏期休暇中ト雖モ留学生ト常ニ連絡ヲ取り懇切周到ナル  
態度ヲ採リ、帰国、在留者等ノ調査ヲシテ頂キタイ、学校  
当局ニオカレテハ留学生ノ休暇中ノ居所ヲ常ニ承知シテ居  
ル様ニセラレタイ、尚留学生ノ身上ニ対スル相談ニ応ジテ  
頂キタイ。

(五) 休暇明ケノ新学期ニ於ケル、満支両国其他外国人留学生  
ノ就職状況ハ之ヲ遅滞ナク報告セラレタイ。

(四)、(五)ノ事項ニツキテハ予メ省ヨリ照会ヲ發スル筈  
デアル。

また大学史編纂課所蔵史料から、昭和十六年六月三十日には文  
部省で外地学生に関する協議会が開催され、本学からは柴田甲四  
郎教授、島田教務学課長、出羽学生主事、田上生徒主事が出席し  
ていることがわかる。詳細は不明であるが、戦時中の外国人学生  
に対する当局の姿勢をつかがうことができるだろう。

史料25は昭和八年一月、大学・専門学校等の入学試験問題選定  
上の注意事項を通牒したものである。明治四十一年五月の申発專  
六四号では、中学の学科程度を斟酌して問題を選定することとさ  
れていたが、この通牒では、①暗記のみに偏らぬよう、②下級学  
校の程度に準ずる、③問題の推敲を慎重に、というようになっ  
た。

史料29は大学・専門学校他の入学試験問題を昭和九年以降試験  
終了後至急文部省へ送付するように定めたものである。

史料31は昭和九年八月の警視総監の「学生生徒ノ風紀取締ニ関  
スル件」により、カフェー、バー、喫茶店等の特殊飲食店や舞踏  
場などの営業者に対し未成年者学生生徒の出入りの禁止命令を出  
すにあたり、本来学校当局が指導監督すべき事項であるため諸学  
校に意見を求めたものであり、文部省専門学務局長へも合せて意  
見が求められたため、文部省が各学校へ警視庁への回答文の写の  
臣田中隆三以下出席者の天皇への拝謁の願いに対し、宮内省が許

可を与えたものである。私立大学長は慶應義塾大学総長以下二  
名の名が挙げられているが、本学からは原嘉道学長が拝謁を許可  
されている。なお、この史料には文部大臣松田源治以下の拝謁者  
名簿が合わせて綴られている。松田の文部大臣在任期間は昭和九  
年七月八日から十一年二月一日までであるので、18の拝謁とは直  
接関係はないが、別個の史料が混在したものか、または何等かの  
理由により一緒に綴じられたものは現在のところ明確ではな  
い。

史料20は公私立大学学部同予科専門学校の教員定例報告方改正  
に関する史料である。

史料25は昭和八年一月、大学・専門学校等の入学試験問題選定  
上の注意事項を通牒したものである。明治四十一年五月の申発專  
六四号では、中学の学科程度を斟酌して問題を選定することとさ  
れていたが、この通牒では、①暗記のみに偏らぬよう、②下級学  
校の程度に準ずる、③問題の推敲を慎重に、というようになっ  
た。

史料29は大学・専門学校他の入学試験問題を昭和九年以降試験  
終了後至急文部省へ送付するように定めたものである。

史料31は昭和九年八月の警視総監の「学生生徒ノ風紀取締ニ関  
スル件」により、カフェー、バー、喫茶店等の特殊飲食店や舞踏  
場などの営業者に対し未成年者学生生徒の出入りの禁止命令を出  
すにあたり、本来学校当局が指導監督すべき事項であるため諸学  
校に意見を求めたものであり、文部省専門学務局長へも合せて意  
見が求められたため、文部省が各学校へ警視庁への回答文の写の  
臣田中隆三以下出席者の天皇への拝謁の願いに対し、宮内省が許

提出を通牒したものである。本件には、この通牒に基づく「学生、生徒ノ風紀取締ニ関スル警視総監ヘノ回答摘要」および各学校の回答が一緒に綴られている。この摘要には東京帝国大学をはじめ官公私立大学高等学校専門学校等六二校の回答がまとめられているが、これによれば、ほとんどの学校が警視庁の取り締まりの姿勢に賛意を示している。本学では「徹底的に取締方御考究願たし実行上制服制帽を着せざる者等充分御研究両々呼応して匡正したし」と回答しているが、他校の中には取り締まりに当つて学校との連絡・協力を必要とするものや、聖公会神学院のように聖職を養成する学校であるためそのような取り締まりを必要としないとするもの、日本ルーテルのように学生に直接取り締まりせずに監督者に注意を与える反省を待つ程度にすべきとの意見もあつた。

参考のために特殊飲食店営業取締規則、特殊飲食店営業及舞踏場取締に関する件（学生生徒未成年者の処遇）が付せられている。

史料32は昭和九年夏以来の北陸、九州、関西等の風水害、旱害での罹災学生生徒に対する授業料減免についての通牒である。昭和二年の北丹震災や大正十二年の関東大震災の例を挙げ、授業料の減免については、各校の負担において実行することを通牒している。本学では、被災地出身学生に被害状況に応じた処置を施したようであるが、詳細は不明である。なお、この年、本学では時局を考慮して創立記念式・運動会を中止し、その費用から千五百円を関西地方水害慰問に、千円を東北地方の慰問として贈つてい

る。また、学生の間でも被害地救済運動に乗り出し、本学東北県人会および九州県人会は街頭で募集を行ない、それぞれ一三二五円八七銭、二八五円四七銭を得、報知新聞社に寄託して被害地に贈っている。（『中央大学学報』第七卷第五号参照）

史料41は昭和十二年五月、以後私立大学の周年式祝賀等への下賜金を見合せることにしたものである。最近数年間の記念式、殿下差遣、下賜金等の一覧と二四大学の紀年周年の一覧が参考として掲げられている。この理由として戦局の進展が考えられるが、本学ではこの前後の数年間に、右に記したように創立記念式や記念の運動会を中止し、代りに陸海軍や災害の罹災者に対して献金を行なつたほか、小学欠食児童救済資金として東京市へ寄付したり（昭和十一年度）、創立記念式典費用の一部と醸金を陸海軍省へ寄付したり（昭和十二年度）している。

## 七、参考史料

これらはいずれも本学の附属機関に関する史料である。

参考史料1は、商業学校台帳に掲載された中央大学商業学校の史料である。その沿革に記されているように、同校は昭和三年三月に設置認可の申請がなされ、認可を受けている。同校は、當時神田区内に昼間授業の商業学校は多数あっても夜間授業の商業学校が稀であったため、「夜間特殊ノ事情ヲ有スルモノ、子弟ヲ集メテ正規ノ授業ヲ施シ質実剛健至誠以テ業ニ服スルカ如キ人物ヲ作ル」目的で設立された甲種商業学校であった。中央大学商業学校規則では、その第一条に「商業学校規程ニヨリ商業ニ従業セん

トルモノニ夜間必須ナル教育ヲ施シ且公民トシテノ徳性ト智能トヲ涵養スルヲ以テ目的トス」と掲げている。昭和十九年三月には生徒募集の停止が認可されている。

なお、文部省公文書〈昭和五十九年度移管分〉には、このような商業学校台帳が全国を地方別にして計九冊あり、そのうち三冊は女子商業学校の台帳である。中央大学商業学校は、そのうちの「第二冊（東京）」に記載された五四校の一つである。

参考史料2および3は、のちの中央大学附属高等学校の前身である杉並中学校の一部および二部の台帳記載事項である。杉並中学校は、昭和十年に目白中学校から名称変更するとともに、校地も板橋区練馬高松町から杉並区中通町へ移転した。

文部省公文書〈昭和五十九年度年移管分〉中には地方別に中学校台帳が一一冊、夜間中学校台帳が男女各一冊含まれている。そのうち杉並中学校（一部）は「関東2」の簿冊（東京のみ）に九一校の一つとして記載され、同二部は「夜間中学校台帳男子」の簿冊に全国一〇九校の一つとして記載されている。

最後に本資料集編集上の反省点を挙げ、次集以降の資料集編集のための糧としたい。

本稿の最初に述べたように国立公文書館での文部省公文書〈昭和五十九年度移管分〉の第一次調査は、昭和四十九年度移管分の調査に続き、一九八九年八月に当課の嘱託五名により行なわれた。本集はこの〈昭和五十九年度移管分〉についての第一次調査により収集した史料を中心に構成されているが、この調査では、

同公文書の各簿冊の整理状況が以前に調査した文部省公文書〈昭和四十七年度移管分〉と異なったことや、当時はまだ件名目録が作成されておらず、簿冊目録のみにより検索をし、関係のありそうな簿冊をあたりながら史料を収集していく方法を取らざるをえなかつたため充分な調査を行なえなかつた。

たとえば、昭和四十七年度移管分の文部省公文書は「学則・規則に関する許認可文書」（一二一〇六冊）と「設置廃止（位置変更・改称）に関する許認可文書」および「中学・高女・工業高校等の土地建物図面」（一七六点）に整理されており、学校毎にそれぞれの簿冊がまとめられていた（複数校の合冊もある）。そのうち本学関係の簿冊は一二冊で、史料は五六件に分けられていた。

これに対し、昭和五十九年度移管分は『帝室ニ関スル總規』・『御下賜金』・『統計 報告 総記』等、それぞれの関係ごとにまとめられていたため、簿冊目録を参考にして一冊ごとに内容を確認しながら本学の関係史料を拾っていくという煩雜な作業が伴つていた。そのため、簿冊によつて採録した史料に精粗があるのは否定できない。四六二冊の簿冊の内、実際に史料を収録したのは一六冊からみである。本資料集の確認作業中にもいくつかの関係史料の存在が確認されている。当然これらの史料は本資料集に追加収録すべきところではあつたが、他にも追加すべき史料も考えられたため、第一次調査の成果を先ず第十集として刊行することにした。

また、昨年、文部省公文書〈昭和五十九年度移管分〉の件名目録ができ、より詳細な調査が可能になつたため、本年度に再調査

をした結果多くの資料を収集することが出来た。この第二次調査の成果は続集として翻刻していく予定である。

本集の解題は右のような意味で、文部省公文書（昭和五十九年度移管分）中の本学関係史料の全体像をふまえてその特色を論じたものではなく、続集の解題で補足すべき点が多くあると言える。皆様方のご批正をいただきてより充実した資料集を編集していきたいと考える次第である。

なお文部省公文書は昭和五十九年度以降も継続して国立公文書館に移管されている。その中にも多くの中央大学関係の史料が含まれていると考えられるが、公開され次第調査の上、順次翻刻していく予定である。